

平成29年度 東京都東村山福祉園 事業計画

I 施設概要

所在地	東京都東村山市萩山町1-35-1
-----	------------------

事業種別		定員	
指定 管理 事業	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設※	160人
	第2種社会福祉事業	短期入所事業	10人
		生活介護事業	20人
公益事業	日中一時支援事業	6人	
自主 事業	第2種社会福祉事業	共同生活援助事業「どらやき」	7人
		共同生活援助事業「きらり」	6人
		共同生活援助事業「けやき」	7人
		特定相談支援事業	—

※福祉型障害児入所施設については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

※6月1日以降は、運用定員を128人とする。

II 経営理念

ノーマライゼーション、自立支援の理念を踏まえ、利用者一人ひとりの尊厳を守り、「安心」「信頼」「満足」のサービスを提供します。

III 平成29年度の運営方針

平成29年度も園の経営理念に基づき、①強度行動障害等を有する重度・最重度障害児（者）への最高水準のサービス提供、②地域生活移行の促進、③地域生活を支える多様なサービスの充実を3つの柱として、利用者本位のサービスの徹底に取り組むとともに、日中活動を充実し、職員が生き生きと働く職場づくりに取り組む。

当園は、三分割の上、2つの障害者支援施設について民間移譲されることが決定されている。

平成29年5月には東村山福祉園の一部の民間委譲先である社会福祉法人東京都知的障害者育成会（以下「育成会」という。）が設置する「清瀬育成園ひだまりの里きよせ」（以下「ひだまりの里」という。）が開設し、5月下旬には当園からひだまりの里へ利用者が移行することとなる。このため、4月から利用者の移行までの間は育成会から出向する職員にきめ細やかな引継ぎを行うとともに、利用者が円滑に「ひだまりの里」に移行できるよう支援を行う。

また、平成30年4月には当事業団が設置・運営する「希望の郷 東村山（仮称）」

(以下「希望の郷」という。)が開設することとなる。「希望の郷」は平成28年10月から施設の建設工事を実施しており、計画どおり竣工できるよう工事の進行を管理していくとともに、「希望の郷」の開設に向けて、ハード・ソフトの両面から確実に開設準備を行っていく。

平成29年3月に自活訓練事業を園外の建物を借り上げて再開したところであり、重度・最重度知的障害児(者)の地域生活移行に積極的に取り組んでいく。また、平成29年4月には東村山市内において新たにグループホームを開設するため、これまで運営してきた2か所のグループホーム(「どらやき」及び「きらり」と連携してこれまでよりも高いレベルで重度知的障害者の地域生活を支える事業者となるよう取組みを進める。

加えて、障害児入所施設については、東京都において全面改築することとされており、平成30年度には仮設建物に移転する予定である。仮設建物の建設や全面改築に協力するとともに、仮設建物への移転に向けた取組を計画的に進めていく。

1 「ひだまりの里」への利用者の円滑な移行支援を行う

4月から出向してくる32名の育成会職員に引き続き利用者支援に関するノウハウ等を引き継ぐとともに、5月に3回程度に分けて実施する利用者の移行に最大限協力し、移行する利用者が安心して新たな環境で充実した生活が送れるよう支援する。

2 「希望の郷」の建設及び開設準備を確実に実施する

「希望の郷」の建設工事を確実に行うとともに、平成30年4月の開設に向けて、「希望の郷」の組織、人員、事業計画、予算等を確定するとともに、より質の高いサービスを提供するため、職員の育成を一層きめ細かく行う。また、円滑に移行できるよう、「希望の郷」の運営体制を見据えた業務運営を下期から試行する。

3 地域生活移行への取組を強化する

児童福祉法の改正により今後は18歳で障害者サービスに移行することが必要となったため、平成29年3月に再開した自活訓練事業「ウイズ」を利用して、利用児(者)の18歳以降の進路選択における可能性を広げる取組を強化する。

また、4月に開設する新たなグループホーム「けやき」への利用者の移行を円滑に行うとともに、これまで運営している2か所のグループホームと連携して、重度・最重度知的障害者の地域生活をより一層支えるサービスを提供していく。

4 児童施設の改築に伴う仮設建物の建設と移行準備を確実に行う

都が進める児童施設の改築に確実に対応するとともに、平成29年度に予定されている仮設建物の建設に協力する。また、平成30年度から仮設建物で児童施設に特化した運営を行うことから、これまでの児者併設の施設運営を全面的に見直し、都内で唯一の重度・最重度知的障害児施設としての機能をより一層向上させる。

5 サービスを支える職員の育成と充実したサービスを提供できる運営体制を強化する

平成30年度から「希望の郷」と「仮設建物」への移行に伴い、利用児（者）支援の体制が大幅に変更となることから、利用児（者）サービスを支える職員の能力向上に引き続き重点的に取り組むとともに、質の高いサービスの提供と職員が働きやすい職場環境づくりより一層進める。

IV 実施計画

平成28年度末現在、入所児（者）159名中、18歳未満の入所児童は52名（32.7%）、18歳以上の入所者は107名（67.3%）となっている。

全ての入所児（者）が重度・最重度の知的障害児（者）であり、そのうち、約6割の入所児（者）は重度の自閉症やてんかんを有している。利用者の大半が医療との連携が必要であり、利用者一人当たり月平均3回程度医療機関を受診している。加えて、約4割の入所児（者）は、強度行動障害を有しており、その他の入所児（者）も一定の行動障害を有するなど、他の施設では受入れが難しい利用児（者）が入所または通所している。

また、現在の施設は3つの施設へ分割される。障害児施設は引き続き指定管理者として運営を行うこととされているが、全面改築が予定されている。また、18歳以上の利用者は、平成29年5月に開設する「ひだまりの里」に移行するとともに、平成30年度には事業団が現地に建設する民間移譲施設へ移行することが予定されている。このため、「ひだまりの里」への利用者の移行に合わせて、生活棟の再編が必要となるが、入所児（者）は環境の変化に大きな影響を受けることから、平成30年度の児童施設・成人施設の分割を見据えて、利用児（者）の安全を最優先に再編するところが重要となっている。

平成29年度はこうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 強度行動障害等がある重度・最重度障害児への専門的な支援の充実

ア 強度行動障害、被虐待、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児の施設入所や短期入所、東京都からの一時保護委託を確実に受け入れる。

イ 心理職が中心となって、すべての入所児童に強度行動障害の判定を行うとともに、判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた入所支援計画を作成する。

ウ 強度行動障害と判定された児童には、福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、園で策定した「強度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組む。

エ 18歳で円滑に障害者施策に移行できるよう、園で策定した児童移行支援プログラムに基づく計画的な支援を行う。

オ 入所児童の栄養ケアの充実を図るため、すべての入所児童に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、東京都食品衛生自主管理認証施設として、安全な食事を提供していく。

(2) 強度行動障害等がある重度・最重度障害者への専門的な支援の充実

ア 心理職が中心となって、すべての入所者に強度行動障害の判定を行うとともに、判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた個別支援計画を作成する。

イ 強度行動障害や行動障害を有する利用者には、主治医と連携するとともに、福祉職と心理職等の専門職が協力し、園で策定した「強度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組む。

ウ 心理的なアプローチによる支援が必要な利用者には、心理職による心理活動や心理検査を実施する。

エ 重度の自閉症やてんかん等を有する利用者には、園内診療所や外部の協力医療機関と協力して、医療と福祉が連携した総合的な支援を行う。

オ 入所者の栄養ケアの充実を図るため、すべての入所者に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、東京都食品衛生自主管理認証施設として、安全な食事を提供していく。

(3) 生活環境・日中活動の充実

ア 平成29年5月に開設する育成会の「ひだまりの里」に移行する利用者の特性、当園で実施してきた支援ノウハウや活動プログラム等についてきめ細やかに引継ぎを行うとともに、5月に予定されている利用者の引越しが安全に行われるよう協力し、利用者及び家族が安心して移行できるよう取り組む。

イ 「ひだまりの里」への移行に合わせて、生活棟の再編が全面的に必要となることから、平成30年度の分割を見据えながら入所児（者）の障害特性などを十分に考慮し、入所児（者）及び生活支援員の組み合わせをきめ細かく行う。

ウ 利用者の意欲を高め生活を豊かにする多様な日中活動を提供するため、入所者の障害特性や希望に応じた活動を創り出し、活動プログラムの一層の充実を図る。さらに平成30年度からの「希望の郷」における生活介護事業を見据えて、入所利用者と通所利用者が一体的に活動できるよう、活動メニューの再編成を行い、試行する。

エ 強度行動障害や重度の自閉症を有する利用者を対象とした日中活動グループを設置し、日中専従職員が中心となって障害特性に応じた専門的な活動を実施する。

- オ 外出の機会の増加や地域活動への参画、四季折々の行事の実施など、利用児（者）の豊かな生活づくりに取り組む。児童については、多様な社会参加体験をするため、1泊2日の宿泊旅行を引き続き実施する。また、成人については、健康づくりを支援するため、狭山公園までのウォーキング大会を実施するとともに、宿泊旅行の実施について検討し、試行する。
- カ 入所者が日中活動で制作した工芸作品や絵画作品を展示・販売するなど、日頃の活動の成果を発表できる場を設ける。
- キ 入所児童の放課後・休日活動の充実や利用児（者）の生活集団の小規模化を進める。
- ク 音楽やダンス等の活動をしている地域の団体の協力を得て、音楽会やイベントを実施する。

（４）地域生活移行への取組強化

- ア 重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、必要なサービスを利用しながら、本人が希望する地域で生活できるよう、独自の地域支援コーディネーターを設置するとともに、平成29年3月に再開した自活訓練事業「ウイズ」を活用し、より一層地域生活移行に向けた支援に取り組んでいく。
- イ 丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決にむけて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた訓練を行う。
- ウ グループホームの情報などを家族へ提供することやグループホーム見学会の実施、成年後見制度の活用、年金の本人管理などを行い、保護者や家族の理解促進に努める。
- エ 共同生活援助事業「どらやき」は、平成29年3月に東大和市内に移転し定員を増やすことから、早期に利用者が安心して生活できるよう、きめ細やかな支援を行う。
- オ 共同生活援助事業「きらり」は、事業団職員による運営3年目となることから、充実した地域生活が送れるよう宿泊旅行の実施など、地域での生活の幅を広げる取組を引き続き進める。

* 地域生活移行

	18歳以上	18歳未満	
自活訓練事業等実施者数	2人	3人	事業団独自の自活訓練含む
地域生活移行者数	3人	—	

(5) 家族支援へ向けた取組強化

被虐待が背景にある入所児童に対しては、入所主訴の解決が図れるよう、棟職員と専門職（医師、看護師、心理職）が連携して入所支援計画に基づく支援を行う。また、入所主訴の背景にある保護者の課題解決に向けた支援を関係機関と協力して継続的に行う。

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

(a) 福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）

ア 平成28年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ①強度行動障害への支援技術などの蓄積を指針としてまとめ、職員の支援の拠り所となっている。
- ②地域支援コーディネーターが中心となって地域生活移行支援を進め、着実に成果をあげている。
- ③体系化され、実効性の高い個別研修計画による人材育成の仕組みがあり、コア職員育成という課題達成にも着実に近づいていくと思われる。

イ 平成28年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ①当園の事故防止上の貴重な資料であるヒヤリハット及び事故報告について、更に多角的な集計分析を行い、最大限に活用することに期待したい。
- ②民間移譲や自主運営が間近に迫り職員のストレスが増していると思われ、職員から悩み等をより打ち明けやすくする仕組みづくりに期待したい。
- ③利用者の興味等に応じた、身近な場所でのプログラム提供を通して、利用者の生活の幅をさらに広げていくことに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ①ヒヤリハットの集計分析を行い、分析結果を活用して事故防止に努める。
- ②新施設・仮施設に関しての決定事項を周知し、風通しの良い職場環境を作り、管理監督者が、各職員とのヒヤリング機会を設定する。
- ③利用者の興味・関心を理解し、利用者の生活の幅をさらに広げていけるようにする。

(b) 短期入所

ア 平成28年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ①医療的ケアを含めた重度・最重度の利用者及び緊急一時保護として重篤な環境にある子どもを受け入るなど、公的役割を果たしている。
- ②強度行動障害への支援技術などの蓄積を指針としてまとめ、職員の支援の拠り所となっている。

③体系化され、実効性の高い個別研修計画による人材育成の仕組みがあり、コア職員育成という課題達成にも着実に近づいていくと思われる。

イ 平成28年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ①当園の事故防止上の貴重な資料であるヒヤリハット及び事故報告について、更に多角的な集計分析を行い、最大限に活用することに期待したい。
- ②民間移譲や自主運営が間近に迫り職員のストレスが増していると思われ、職員から悩み等をより打ち明けやすくする仕組みづくりに期待したい。
- ③短期入所の利用率向上を図り、地域で生活している障害者への支援が広がることに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ①ヒヤリハットの集計分析を行い、分析結果を活用して事故防止に努める。
- ②新施設・仮施設に関する決定事項を周知し、風通しの良い職場環境を作り、管理監督者が、各職員とのヒヤリング機会を設定する。
- ③平成30年の分割後の新施設・仮施設での短期入所が、地域の方が使いやすいものとなるように、システムを検討していく。

(c) 生活介護

ア 平成28年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ①他の作業所では受入れが難しい重度・最重度の障害を抱える利用者を受け入れるなど、社会的使命を果たしている。
- ②多様な活動を通して社会参加や社会貢献の場を拡げる取組は、利用者の潜在能力を引き出し、活かすことにつながっている。
- ③家族との面談の機会や、送迎時の会話を多くする事により家族との意思疎通が良好である。

イ 平成28年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ①当園の事故防止上の貴重な資料であるヒヤリハット及び事故報告について、更に多角的な集計分析を行い、最大限に活用することに期待したい。
- ②民間移譲や自主運営が間近に迫り職員のストレスが増していると思われ、職員から悩み等をより打ち明けやすくする仕組みづくりに期待したい。
- ③利用者の興味等に応じた、身近な場所でのプログラム提供を通して、利用者の生活の幅をさらに広げていくことに期待したい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ①ヒヤリハットの集計分析を行い、分析結果を活用して事故防止に努める。
- ②新施設・仮施設に関する決定事項を周知し、風通しの良い職場環境を作り、管理監督者が、各職員とのヒヤリング機会を設定する。
- ③利用者の興味・関心を理解し、利用者の生活の幅をさらに広げていけるようにする。

(2) 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談会の開催、「声の箱」の設置、「園長へのはがき」の実施など、多様な受付窓口を設置し、本人や家族等が苦情や要望を申し立てやすい環境を作っている。

苦情や要望があった場合は、園長まで必ず報告が行く仕組みとし、解決状況は定例の家族会等へ説明するとともに、談話室で誰でも見られるようにする。園が設置したグループホームについても同様に対応していく。

第 三 者 委 員	相談実施回数
4人（民間法人理事、地元市行政経験者）	年10回

(3) 利用者満足度調査

平成29年度も、保護者を対象に利用者満足度調査を実施し、項目を精査して回収率を向上させ、サービスの向上に努める。

実 施 内 容	実施時期
園のサービス全般について	9月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な障害児の受入れ

都内唯一の重度・最重度障害児施設として、他の施設では対応が難しい、被虐待・強度の行動障害・医療的ケアの必要な重度・最重度障害児を積極的に受け入れる。また、東京都からの一時保護委託は公的な役割を踏まえ確実に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

将来の福祉サービスを担う人材育成のため、保育士・社会福祉士養成学校等の実習生を積極的に受け入れていく。

事 項	延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	600人	保育士養成校23校、 社会福祉士養成校2校
教職課程の介護体験受入れ	40人	東京都社会福祉協議会 の調整により受入れ

4 人材育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

若い事業団職員が増える中で、質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者（チューター）を配置し若手職員の育成を進める。また、法人

の資格取得支援制度を活用し介護福祉士・社会福祉士等の資格取得を促進するとともに、自主勉強会の実施を推奨する。

また、強度行動障害のエキスパートや豊富な経験を有する都派遣職員による支援技術の継承などOJTによる人材育成の取組を重点的に進めるとともに、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などの事業運営に必要な資格については計画的に取得させていく。

自主運営施設の運営の中核となるマネージャーやサブマネージャー、中堅職員には多様な経験を踏ませ、OJTによる人材育成を強化する。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

平成30年度の児童施設と成人施設への分割移行を見据え、人材育成等の園全体で一体的に実施する研修と、児童の療育に関わる研修や、成人の支援に関わる研修、また共通の課題の研修など、対象利用者に応じて、研修を3カテゴリーに分け、計画的かつ効果的な研修を実施する。

事業団本部の人材育成方針及び研修計画に加え、園独自のキャリアパスの視点を備えた個別研修計画に基づき、高い支援力を備えた職員の育成を図る。

当園の利用児(者)の有する課題に的確に対応するため、被虐待の障害児、強度行動障害、重度の自閉症、てんかんなどについての知識・技能を高めることを目的に、中核職員やエキスパート職員については指名制による外部研修への参加を積極的に行うとともに、体系的な研修計画に基づき必要な研修が確実に受けられるよう取得単位制による研修の受講をすすめ、効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上を図っていく。また、園内事例研究を計画的かつ重点的に実施するとともに、東京都福祉保健医療学会や東京都社会福祉協議会の事例検討会などへの参加を進めていく。

さらに、外部の研修に参加した職員による研修報告会を年2回実施し、研修で得た知識やノウハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任・転入職員研修	該当職員	4月から
強度行動障害エキスパート養成研修	指名・応募	4月から
現任研修(都派遣職員)	指名・応募	4月から
虐待防止研修(悉皆)	全職員・グループ	5月
行動障害研修(悉皆)	ホーム職員等	10月から
移行支援研修(児・者別:悉皆)	全職員	5~7月
専門研修(キャリアパスに基づく研修)	指名・応募	4月から
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
講師依頼研修	全職員・関係機関	年1~3回
地域公開講座	全職員・地域住民	年1~3回

スーパーバイザー研修（OJT 推進研修）	指名	4月から
業務研修（感染症・危機管理・救命）	全職員	年3～6回

5 運営体制の強化

（1）権利擁護（虐待防止）の取組強化

毎月開催する虐待防止委員会で虐待防止策等を検討するとともに、職員倫理綱領の徹底、悉皆での虐待防止研修や専門研修の実施、自己点検・相互点検の実施、意見交換会の実施など多様な方法で職員の意識改革を行い、虐待防止に取り組む。

また、虐待が疑われる場合は、迅速に危機管理委員会を開催するとともに、東京都等の関係機関へ速やかに連絡し、関係機関の調査に全面的に協力することをあらかじめ職員に周知し、隠し事のない施設運営を徹底する。。

加えて、同性介護の確保や強度行動障害等に対する専門的な支援力を高め、サービス提供面からも利用児・者の権利擁護（虐待防止）に積極的に取り組んでいく。

（2）外部専門家、外部医師等との連携

新任職員育成担当者（チューター）の育成や困難事例の対応について、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズを実施することにより、職員の新任職員育成能力や支援技術の向上を図る。

（3）個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報は施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理を徹底する。

（4）リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメントに係る部会を設け、ヒヤリハット事例の分析に基づく事故防止策を実施する。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的実施する。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
緊急対応想定訓練	36回	誤嚥・水没・発作転倒・所在不明など（係ごと年4回）
危機管理委員会	不定期	感染症や事故対応

虐待防止研修	2回	障害児・者の虐待防止
--------	----	------------

(5) 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画（BCP）や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練を想定した避難訓練を毎月実施する。また、事業団全体の合同訓練への参加や災害時の食料等の備蓄は確実にを行う。

事 項	実施回数等	内容等
消防訓練	年12回	震災想定1回、消防訓練11回（夜間想定を含む）
防犯訓練	年1回	不審者の侵入時における対応等について、警察等と連携し訓練を行う

(6) 働きやすい職場環境の整備

毎朝実施する朝礼において、理念の唱和や各係の状況報告などを行い、情報の共有化や係間を超えた協力関係を築くことにより、職員が生き活きと働く職場づくりに取り組む。また、毎月開催する経営会議や係会に加え、各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを推進するとともに、安全衛生委員会における取組を進め、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

(7) 効率的な施設経営の実施等

平成30年度には自主運営で障害者施設を運営していくことから、施設のマネジメント機能を強化するため、園内の経営会議で活発な議論を行い、効果的かつ効率的な施設経営を行う経営体制を強化する。また、各種の委員会や部会についても見直しを行い、効率的な業務運営ができる体制に改善する。

障害児施設の改築や障害者施設の分割が順次予定されていることから、仮設建物への移転、清瀬市内の新設施設への移行、現地の自主運営施設への移行、障害児施設の改築を見越した移行準備を着実にを行う。

加えて、自主運営施設は小規模で家庭的な環境を提供するユニット体制での運営を予定しているため、ユニットによる支援体制の確立、ユニットリーダーを中心とした係運営の実施、効率的でわかりやすい業務記録等への統一など、小規模ユニット化を前提とした効率的な施設運営を試行していく。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への移行に向けた体制づくり

これまで「希望の郷」の運営を見据えて、園独自にチーフ制を取り入れ、マネージャーやサブマネージャーに係長業務を経験させるとともに、係長職への配置を行ってきた。平成29年度においてもこれらの取組を進めるとともに、年度の

後半には、平成30年度の体制を踏まえた事業運営を試行する。

6 地域との連携の強化

(1) 地域における公益的な取組

障害特有の悩みに対して、相談先がみつからない方の為の障害児・者対象の無料よろず相談を行う。市の広報誌や園ホームページにお知らせを掲載し、電話・対面（予約制）での相談を行う。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

開始3年目となる特定相談支援事業は内容を充実させ利用者の増を目指すとともに、これまで実施しているサービスについても内容の改善を行うなど、地域で生活する障害児・者を支えるサービスを充実する。

サービス内容	対象地域・対象者	利用者数
短期入所事業	都内全域	延べ2, 177人
生活介護事業	東村山市・東大和市・小平市・東久留米市・清瀬市・西東京市	延べ4, 880人
日中一時支援事業	東村山市、東大和市、小平市	延べ180人
特定相談支援事業	都内全域	70人（モニタリング含む）

(3) 多様な主体との連携

ア 地域住民との連携

震災などの非常時に備えて、自治会や福祉協力員などの地域住民も参加する震災想定総合防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制を築く。

イ 家族会との連携

園が主催し年2回開催している家族連絡会に加え、必要に応じて随時家族連絡会を開催し、保護者・家族への情報提供をきめ細やかに実施する。

また、毎月行われる家族会の役員会には福祉サービス課長が引き続き参加し、丁寧な情報提供を継続する。

ウ 学校との連携

特別支援学校教員との相互交流や個別面談、福祉園連絡会などを通じて、連携の強化を図る。

エ ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。

事 項	延べ人数	内 容
日常生活支援	260人	生活棟内活動、デイセンター活動、園内環境整備、外出付添等
行事支援	120人	東村山福祉園祭 コンサート等

(4) 地域との連携・協力関係の強化

- ア 加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。
- イ 東村山市との防災協定による福祉避難所への要援護者の受入れや清瀬特別支援学校との無線による緊急連絡体制の確保など、防災に係る関係機関との連携を強化する。
- ウ 東村山市民産業まつりや福祉まつりなど地域行事に積極的に参加し、利用者の製作品を販売するとともに、利用者が直接販売するなど地域社会への参加を積極的に支援する。
- エ 改築中も可能な限り体育館の施設開放を継続していく。